

第**23**期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年6月28日（火曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催
場所

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ9階
ヒカリエホールA

（会場が昨年までと異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主様には本株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

CONTENTS

■ 第23期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	40
■ 計算書類	42
■ 監査報告書	44



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/2121/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ミクシィ

証券コード：2121

証券コード：2121
2022年6月13日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア

株式会社ミクシィ

代表取締役社長 木村 弘毅

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただかない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送（書面）
による
議決権行使の
場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等
（電磁的方法）による
議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては4頁をご覧ください。



「スマート行使」による
議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては4頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前11時
2 場 所	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホールA (会場が昨年までと異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第23期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、**当社ホームページ** (<https://mixi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記の**当社ホームページ**に掲載の事項となります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ホームページ** (<https://mixi.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、**当社ホームページ** (<https://mixi.co.jp/>) に掲載させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後7時まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後7時まで

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

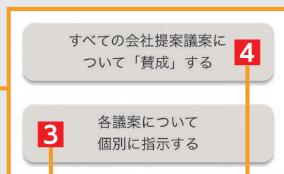
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

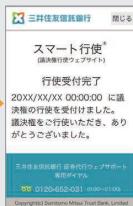
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する



4 全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

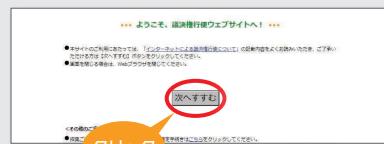


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによるご行使

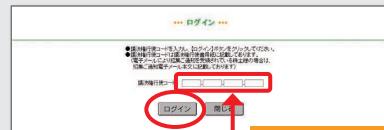
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



フリック

2 ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ライブ配信のご案内



第23期定時株主総会の模様をライブ配信いたします。

公開日時

2022年6月28日（火曜日）午前11時から

- 会場後方からの撮影とし、ご出席いただく株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当日は会場における株主様からの質疑応答も含めて配信することを予定しておりますので、ご発言される株主様は出席票の番号のみをお申し出ください。
- インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使、ご質問を承ることができません。
- 万一何らかの事情により配信を行わない場合はインターネット上の**当社ホームページ** (<https://mixi.co.jp/>)にてお知らせいたします。
- ライブ配信後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。
- QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況等により対応事項を更新する場合がございます。インターネット上の**当社ホームページ** (<https://mixi.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 株主総会へのご来場をお考えの株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の情報を随時ご確認いただくとともに、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- 発熱などのかぜ症状がある場合は、ご来場をお控えいただくようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方については、重症化のリスクが高いとされておりますので、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は全部又は一部を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

〈来場される株主様へのお願い〉

- 株主様には受付時に非接触型体温計で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 開会後に咳をされているなど体調がすぐれないようにお見受けされる方には、運営スタッフがお声掛けする場合やご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。
- 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座をお願いいたします。
- 上記の他、株主総会開催当日の会場において、感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

〈当社の対応〉

- 株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

以上、時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 企業として一貫性のあるブランドを浸透させ、国内外での信用力を高めるため、当社のロゴ表記と社名表記の統一を図ることを目的として、商号の変更を行うものであります。
- (2) 今後の新事業への進出等に対応するため、目的の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>ミクシィ</u> と称し、英文では <u>mixi, Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>M I X I</u> と称し、英文では <u>MIXI, Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (省 略) ～ 43. (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) ～ 43. 44. 有価証券の取得、保有、運用及び売買 45. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務 46. 投資顧問業及び投資業 47. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託 48. (現行どおり)
44. (省 略)	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 第1条(商号)の変更は、令和4年10月1日をもって効力を生じるものとする。 なお、本条の規定は、第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役2名を減員し、新任2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社は、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる強化と事業成長の実現に向け、取締役会から経営会議への権限委譲等、取締役会の戦略・監督機能の強化を進めております。さらに2022年4月1日より導入した上級執行役員制度と併せて取締役会の構成を見直すことで、これらを加速させてまいります。本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、社内取締役が2名減員となり、独立社外取締役の比率を高めることによる取締役会の監督機能の強化も期待できるものと考えております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	木村弘毅	代表取締役社長 上級執行役員	100% (20回/20回)
2 再任	大澤弘之	取締役 上級執行役員	100% (20回/20回)
3 再任	村瀬龍馬	取締役 上級執行役員	100% (20回/20回)
4 再任	笠原健治	取締役 上級執行役員 Vantageスタジオ 本部長	90% (18回/20回)
5 再任	嶋聡	取締役	100% (20回/20回)
6 新任	藤田明久	—	—
7 新任	長田有喜	—	—

候補者
番号

1

き むら こう き
木村 弘毅

再任

生年月日	1975年12月9日生
所有する当社の株式数	1,204,871株
取締役在任年数	7年
取締役会出席状況	100% (20回/20回)



■ 略歴、地位及び担当

2003年 2月	株式会社モバイルプロダクション入社	2015年 1月	当社モンスタースタジオ本部長
2005年 3月	株式会社インデックス入社	2015年 6月	当社取締役
2008年 6月	当社入社	2015年 8月	当社エックスフラッグスタジオ本部長
2012年 8月	当社プロダクト開発部プロダクトオーナー	2017年 4月	当社XFLAG事業本部本部長
2013年11月	当社モンスタースタジオプロデューサー	2018年 4月	当社執行役員
2014年 4月	当社モンスタースタジオ部長	2018年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2014年11月	当社執行役員	2022年 4月	当社上級執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

木村弘毅氏は、2014年に当社執行役員に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの業績向上に大きく貢献した実績があり、2018年6月の当社代表取締役就任後は、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の優れたリーダーシップ、特に経営戦略策定スキル、事業戦略・マーケティング戦略に関する知見、コーポレート・ガバナンス推進力を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

おお さわ ひろ ゆき
大澤 弘之

再任



生年月日	1977年6月27日生
所有する当社の株式数	200,491株
取締役在任年数	4年
取締役会出席状況	100% (20回/20回)

■ 略歴、地位及び担当

2006年10月	株式会社ケイビーエムジェイ (現株式会社アピリッツ) 入社	2018年6月	当社取締役 (現任)
2007年6月	当社入社	2019年4月	当社コーポレートサポート本部本部長
2011年11月	当社経営推進本部経理財務部部長	2020年7月	当社投資事業推進本部本部長
2014年4月	当社経営推進本部経営推進室室長	2021年5月	株式会社ハブ 社外取締役 (現任)
2017年6月	当社経営推進本部本部長	2021年9月	ビットバンク株式会社 社外取締役 (現任)
2018年4月	当社執行役員	2022年4月	当社上級執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ハブ 社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

大澤弘之氏は、経理財務部門をはじめとした当社経営管理部門の役職を歴任し、当社グループの経営管理全般に対し豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識と経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略策定スキル、M&A・PMI推進、財務・会計面でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

むら せ たつ ま
村瀬 龍馬

再任

生年月日	1985年9月13日生
所有する当社の株式数	200,491株
取締役在任年数	3年
取締役会出席状況	100% (20回/20回)



■ 略歴、地位及び担当

2005年1月	株式会社イー・マーキュリー（現当社）入社	2018年1月	当社XFLAG開発本部（現開発本部） 本部長
2009年12月	株式会社KH2O 取締役	2018年4月	当社執行役員
2012年1月	有限会社キュー・ゲームス入社	2019年6月	当社取締役（現任）
2013年2月	当社入社	2021年1月	当社デザイン本部本部長
2014年5月	当社クロスファンクション本部 システム統括室 第2グループマネージャー	2022年4月	当社上級執行役員（現任）
2016年7月	当社エックスフラッグスタジオ本部 ゲーム開発室室長		

■ 取締役候補者とした理由

村瀬龍馬氏は、開発部門をはじめとして当社技術部門の本部長職を歴任し、技術的な観点を中心とした豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略策定スキル、事業戦略・マーケティング戦略面や技術・研究開発面からの経営推進、技術面でのリスクマネジメント推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

かさ はら けん じ
笠原 健治

再任



生年月日	1975年12月6日生
所有する当社の株式数	33,001,900株
取締役在任年数	23年
取締役会出席状況	90% (18回/20回)

■ 略歴、地位及び担当

1999年6月	有限会社イー・マーキュリー（現当社）設立 同社取締役	2011年4月	株式会社ミクシィ・リクルートメント 代表取締役
2000年10月	株式会社イー・マーキュリー（現当社）に 組織変更 同社代表取締役社長	2011年7月	当社執行役員
2006年2月	株式会社ミクシィに商号変更 当社代表取締役社長	2013年6月	当社取締役会長
2008年5月	上海明希網絡科技有限公司 董事長	2016年4月	当社Vantageスタジオ本部長（現任）
2008年10月	株式会社ネクスパス（現株式会社トーチライト） 代表取締役	2018年4月	当社執行役員
		2021年6月	当社取締役（現任）
		2022年4月	当社上級執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

笠原健治氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務めていたことから、当社グループの経営及び業務全般に対し深い知識・経験を有しており、当社代表取締役社長退任後も、これまでに培った知識・経験をもとに当社の新規事業開発を牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略策定スキル、事業戦略・マーケティング戦略面や技術・研究開発面からの経営推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5 しま
嶋

さとし
聡

再任

社外

独立

生年月日	1958年4月25日生
所有する当社の株式数	737株
取締役在任年数	5年
取締役会出席状況	100% (20回/20回)



■ 略歴、地位及び担当

1986年4月	財団法人松下政経塾 (現 公益財団法人松下政経塾) 卒塾	2017年4月	株式会社みんれび (現 株式会社よりそう) 社外取締役
1994年4月	同法人東京政経塾代表	2017年6月	当社取締役 (現任)
1996年10月	衆議院議員 当選 以後3期連続当選	2017年6月	株式会社ボルテックス 社外取締役
2005年11月	ソフトバンク株式会社 (現 ソフトバンクグループ株式会社) 社長室長	2017年12月	株式会社オークファン 社外取締役 (現任)
2014年4月	ソフトバンク株式会社 (現 ソフトバンクグループ株式会社) 顧問	2018年10月	株式会社アイモバイル 社外取締役 (現任)
2014年4月	ソフトバンクモバイル株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 特別顧問	2018年12月	株式会社ネオキャリア 社外取締役 (現任)
2015年4月	多摩大学 客員教授	2019年8月	株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 (現任)
		2020年3月	ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社オークファン 社外取締役
株式会社アイモバイル 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋聡氏は、衆議院議員としての経験を有しているほか、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たしています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

嶋聡氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

6

ふじ た あき ひさ
藤田 明久

新任

社外

独立

生年月日	1965年11月17日生
所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	0年
取締役会出席状況	-% (-回 / -回)



■ 略歴、地位及び担当

1991年4月	株式会社電通 入社	2014年6月	株式会社ぐるなび 代表取締役副社長
1996年7月	株式会社サイバー・コミュニケーションズ 取締役	2017年6月	株式会社ぱど 取締役副社長
2000年6月	株式会社ディーツー コミュニケーションズ 代表取締役社長	2018年6月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長
2010年6月	株式会社電通デジタル・ホールディングス 専務取締役	2021年4月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田明久氏は、広告事業・デジタルメディア事業及び観光関連事業等において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等について、適切な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

藤田明久氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、本議案が承認された場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

7

なが た ゆ き
長田 有喜
(現姓：清水)

新任

社外

独立



生年月日	1962年1月8日生
所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	0年
取締役会出席状況	-% (-回/-回)

■ 略歴、地位及び担当

1992年5月	米国ノートルダム大学 経営学修士 マーケティング専攻修了	2003年4月	武蔵野大学 兼任講師
2000年1月	フラワーファーム株式会社 代表取締役	2005年4月	デジタルハリウッド大学 教授 (現任)
2002年1月	有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長 (現任)	2015年5月	株式会社船場 社外取締役 監査等委員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

有限会社アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長
デジタルハリウッド大学 教授
株式会社船場 社外取締役 監査等委員

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長田有喜氏は、企業ブランディング、グローバルビジネスやマーケティングに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。このことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督につき、十分な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、広範囲でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督と助言を行う役割を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

長田有喜氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、本議案が承認された場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」には、2021年2月に設立したミクシィ役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2022年3月31日現在のものであります。
3. 当社は、嶋聡氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、本議案が承認された場合、藤田明久氏及び長田有喜氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。）内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等

が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2022年9月の更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 嶋聡氏が社外取締役として在任している株式会社アウトソーシングテクノロジー及び同社グループ会社において不正な財務報告が行われていたことに関して、同氏は当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後、再発防止のための提言を行うなど、社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
7. 長田有喜氏は、戸籍上の氏名は清水有喜氏ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	う さ み よ し や 宇佐美 善哉	社外	独立
生年月日	1976年6月20日		
所有する当社の株式数	0株		
監査役在任期間	0年		
取締役会出席状況	-% (-回 / -回)		
監査役会出席状況	-% (-回 / -回)		



■ 略歴及び地位

2004年10月	弁護士登録 新東京法律会計事務所 入所	2014年1月	Federal Trade Commission(米国連邦取引委員会)(米国ワシントン特別区) 出向
2008年3月	本間合同法律事務所 入所	2014年8月	Lane Powell法律事務所(米国オレゴン州) 出向
2013年9月	American Antitrust Institute(米国ワシントン特別区) 出向	2016年6月	本間合同法律事務所 復帰
2014年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2020年8月	銀座中央総合法律事務所 パートナー(現任)

■ 補欠監査役候補者とした理由

宇佐美善哉氏は、弁護士として培われた国際法務、企業法務、ベンチャー法務等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、これらの経験・知識等を当社の監査体制に活かすべく、補欠監査役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 独立性に関する事項

宇佐美善哉氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の「所有する当社の株式数」には、2021年2月に設立したミクシイ役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2022年3月31日現在のものです。

3. 宇佐美善哉氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する(賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。)内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟(株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。)に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。宇佐美善哉氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

当社が各取締役候補者・監査役に対し特に期待する項目を、当社マテリアリティを考慮し以下の通りとしております。尚、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

役職 氏名			取締役						監査役			
			木村 弘毅	大澤 弘之	村瀬 龍馬	笠原 健治	嶋 聡	藤田 明久	長田 有喜	西村 裕一郎	若松 弘之	上田 望美
男性●/女性●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
当社が特に期待するスキル及びその概要	経営戦略	中長期のゴール設定、経営資源の配分	●	●	●	●	●	●				
	事業戦略・マーケティング戦略	経営戦略に則った事業戦略・マーケティング戦略	●		●	●		●	●			
	M&A・PMI	投資対象の価値見極め、シナジー創出・統合効果の最大化		●			●	●				
	技術・研究開発	事業戦略の技術的実現性判断、イノベーション創出			●	●						
	リスクマネジメント	リスク把握とその回避・最小化		● 財務・会計	● 技術				● 広報	● 人事	● 財務・会計	● 法務・コンプライアンス
	コーポレート・ガバナンス	信頼性・透明性の高い経営の実現	●	●			●	●	●	●	●	●

※上記一覧表には、現任の監査役も含まれております。

【ご参考】 当社の独立性判断基準について

当社は、証券取引所が定める「独立性基準」に加え、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断することとしております。

- (1) 当社及び当社子会社の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（注1）の業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社の主要株主（注3）、又は、当該主要株主における業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先や取引銀行における業務執行者
- (6) 当社の主幹事証券における業務執行者
- (7) 当社の監査法人における業務執行者
- (8) 上記（1）～（3）の近親者（注4）
- (9) 過去3年間において（1）～（7）に該当していた者

注1：「当社の定める基準を超える取引先」とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先を指します。

注2：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

注3：「主要株主」とは、金融商品取引法第163条第1項に規定される「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している」株主を指します。

注4：「近親者」とは二親等以内の親族をいいます。

【ご参考】コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

● コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の職務執行に対する監視機能の充実、職務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることに注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性や公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ホームページ等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書は、当社ウェブサイト (<https://mixi.co.jp/ir/governance/>) に掲載しております。

● コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。

■ 取締役及び取締役会

取締役会は第2号議案が承認可決されますと、社内取締役4名（うち女性0名）、社外取締役3名（うち女性1名）の計7名で構成されます。原則として毎月1回定期的に取り締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

■ 経営会議

経営会議は、事業運営に係る重要な討議や意思決定を行っており、原則として毎週1回定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。なお、経営会議の内容は、適宜社外役員に共有しております。

■ 監査役会

当社は、監査役設置会社であります。本総会後は常勤監査役1名（うち女性0名）を含む社外監査役3名（うち女性1名）で構成され、原則として毎月1回定期的に開催されております。また、監査役は、年度計画に基づき監査を行い、監査役会において報告・協議し、取締役に対し適宜意見を述べ、内部監査（人又は室）及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

■ 指名・報酬委員会

当社は、取締役（社外取締役を除く）の個別の人事案に関する事項や報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び客観性を強化することを目的に、社外取締役全員及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名で構成される指名・報酬委員会を設置しております。

<指名・報酬委員会の委員構成（社内取締役2名、社外取締役3名）>

委員長：木村弘毅

委員：大澤弘之

委員：嶋聡（社外取締役）

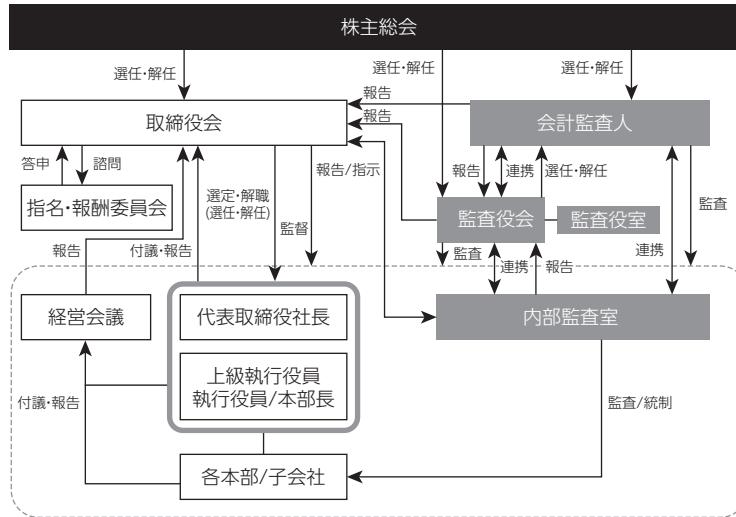
委員：志村直子（社外取締役）

委員：吉松加雄（社外取締役）

指名・報酬委員会の審議範囲は以下のとおりです。

- (1) 取締役の個別の人事案（選任・解任に関する事項を含む）及び人事に関する基本方針案
- (2) 取締役の報酬制度に関する基本方針案
- (3) 取締役の報酬枠案（算定方法を含む）
- (4) 取締役の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む）
- (5) その他取締役社長からの諮問事項

当事業年度において、指名・報酬委員会は3回開催され、取締役の個別の人事案、取締役個人別報酬額案、取締役の報酬構成、取締役報酬方針の策定に関する審議を行いました。当事業年度開催の指名・報酬委員会では、サクセッションプランの整備について指摘がなされたため、その点を課題として認識し改善を図っております。



● 取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を毎年継続的に実施しております。

■ 当事業年度の取締役会実効性評価の方法

2021年12月～2022年1月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2022年4月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。

<アンケートの主要項目>

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議論の質
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・取締役・監査役に対するトレーニング
- ・株主（投資家）との対話

■ 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

取締役の実効性に関する総評としては肯定的評価が大半を占め、取締役会全体の実効性については確保されているものと自己評価いたしました。一方で、アンケート結果においてさらなる改善を求める声が複数見られていることなど、今後も継続的に改善策を講じる必要があると認識しております。

今後の強化を予定している主な課題は以下のとおりです。

- ・取締役会の運営（審議時間の確保、資料の提供時期、議論の促進）の改善
- ・中長期戦略、収益性・資本効率を意識した議論の強化
- ・株主・投資家との対話の状況についての報告増強

■ 取締役会の実効性向上に向けた取組み

今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の運営の改善を継続するとともに、中長期戦略に関する議論の強化、また株主・投資家の声がより反映される取締役会を目指した報告増強等に重点的に取り組んでまいります。

● 取締役の選任方針及び指名手続き

当社は、取締役（社外取締役を除く）候補選任に関する方針を以下のとおり定めております。

■ 取締役（社外取締役を除く）の人事案については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意するものとする。

■ 取締役（社外取締役を除く）のうち、業務執行を担当する者の人事案については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、先見性のある、適確・適切かつ迅速に経営判断・業務の執

行を行うことができる者を選任するよう留意する。

取締役（社外取締役を除く）候補者は、この方針に従って選定し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しております。

社外取締役候補者の指名については、知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。

● 役員報酬決定の方針及び手続き

事業報告の「3.会社役員に関する事項」における「5.報酬の決定方針に関する事項」に記載の内容をご確認ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の売上高は118,099百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。また、営業利益は16,069百万円（前連結会計年度比29.9%減）、経常利益は17,026百万円（前連結会計年度比26.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,262百万円（前連結会計年度比34.6%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

【事業セグメント別の売上高】

事業区分	第22期		第23期		前年同期比 増減率(%)
	売上高 (百万円)	構成比(%)	売上高 (百万円)	構成比(%)	
デジタルエンターテインメント事業	100,590	84.3	91,219	77.2	△9.3
スポーツ事業	12,699	10.6	18,504	15.7	45.7
ライフスタイル事業	6,030	5.1	8,375	7.1	38.9
合 計	119,319	100.0	118,099	100.0	△1.0

(事業セグメントの利益の測定方法)

事業セグメントの利益の測定方法は、減価償却費及びのれん償却額を考慮しない営業利益ベースの数値（EBITDA）としております。

デジタルエンターテインメント事業

デジタルエンターテインメント事業は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」を主力として収益を上げております。「モンスターストライク」は、第2四半期連結累計期間におきましては、前年同期と比較してMAU・ARPUが低下傾向にありましたが、2021年10月に実施した8周年イベントや年末年始イベント、第4四半期連結会計期間に実施した人気IPとのコラボが奏功し、下期でARPUが回復してきております。新規アプリゲームの開発も進めており、収益の安定化及び収益性の向上に取り組んでおります。

この結果、当事業の売上高は91,219百万円（前連結会計年度比9.3%減）、セグメント利益は38,848百万円（前連結会計年度比13.2%減）となりました。

スポーツ事業

スポーツ事業では、スポーツ観戦事業、公営競技事業への投資を行っております。スポーツ観戦事業におきましては、プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツ」が2020-21シーズンにクラブ初となるBリーグ優勝を果たした事を受け、スポンサー収入等の売上が増加しました。公営競技事業におきましては、株式会社ネットドリーマーズが運営する競馬情報サイト「netkeiba.com」で2021年12月にMAUが過去最高の1,700万人を突破しております。また、株式会社チャリ・ロトが運営する競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」についても順調にユーザー数を伸ばすなど売上は拡大しております。一方で、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」では、9月から10月にかけて還元施策を実施したことでGMVは拡大しましたが、想定以上の費用が発生いたしました。11月以降は還元施策の最適化などコスト見直しを行い、費用の抑制を図っております。

この結果、当事業の売上高は18,504百万円（前連結会計年度比45.7%増）、セグメント損失は5,148百万円（前連結会計年度はセグメント損失5,347百万円）となりました。

ライフスタイル事業

ライフスタイル事業では、SNS「mixi」、家族向け写真・動画共有アプリ「家族アルバムみてね」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を中心に各種サービスを運営しております。「家族アルバムみてね」はマネタイズの強化を推進しており、株式会社スフィダントと連携したギフトサービスの定着が進んだことや年賀状アプリ「みてね年賀状」等の年賀状サービスが好調であったことにより、売上高は前連結会計年度と比較して増加しております。また、「minimo」におきましては、前期は新型コロナウイルスの影響を受け、一時的に低調に推移しておりましたが、復調し売上を伸ばしております。

この結果、当事業の売上高は8,375百万円（前連結会計年度比38.9%増）、セグメント損失は71百万円（前連結会計年度はセグメント損失398百万円）となりました。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	144,032	112,171	119,319	118,099
経常利益	(百万円)	41,120	16,915	23,019	17,026
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	26,521	10,760	15,692	10,262
1株当たり当期純利益	(円)	350.26	142.80	208.24	139.85
総資産額	(百万円)	192,955	202,814	226,356	218,056
純資産額	(百万円)	178,990	181,305	189,590	186,056
1株当たり純資産額	(円)	2,368.05	2,390.52	2,497.55	2,524.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2019年10月31日に行われた株式会社千葉ジェッツふなばしとの企業結合及び2019年11月29日に行われた株式会社ネットドリーマーズとの企業結合について、第21期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第22期に資産・負債への取得原価の配分が完了しております。これに伴い、第21期の関連する諸数値について遡及修正しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	141,427	105,495	106,722	100,949
経常利益	(百万円)	43,219	18,307	22,648	17,742
当期純利益	(百万円)	26,319	11,189	16,297	8,299
1株当たり当期純利益	(円)	347.60	148.50	216.26	113.10
総資産額	(百万円)	190,213	192,908	210,035	200,470
純資産額	(百万円)	178,788	181,392	189,960	183,230
1株当たり純資産額	(円)	2,365.40	2,394.46	2,503.22	2,504.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 対処すべき課題

国内のモバイルゲーム市場の成長率は逡減しておりますが、依然として巨大な市場規模を維持し、話題性の高い新規ゲームが時折市場を席卷するなど、引き続き魅力的な市場となっております。公営競技市場においてはオンライン販売が市場全体の成長を牽引しており、拡大基調にあります。また、子供関連市場は出生数の低下はある一方で、祖父母から孫への支出（6ポケット）の増加等により成長しており、ビジネスチャンスのある市場となっております。

このような環境下、当社グループではデジタルエンターテインメント事業の収益規模を維持拡大しつつ、スポーツ事業やライフスタイル事業において第二、第三の収益の柱となる事業を創出し、サステナブルな収益基盤を構築していくことが、当社の課題と認識しております。

スポーツ事業におきましては、ソーシャルベッティングサービスとしてユニークなポジションを築きつつある「TIPSTAR」をブラッシュアップし、市場成長以上の事業拡大を目指してまいります。加えて、連結子会社であるチャリ・ロト、ネットドリーマーズ両社の事業成長や、各社サービスのより一層のシナジー創出を行うことで、さらなる成長を目指してまいります。

デジタルエンターテインメント事業におきましては、引き続き「モンスターストライク」の企画、マーケティング、メディアミックス施策をより強化し、「モンスターストライク」のIPを活用した新規ゲームの開発など、ユーザーの利用拡大及び収益基盤の強化に取り組んでまいります。また、「コトダマン」等の既存ゲームの安定的な利益貢献や、新規ゲームの企画開発を推進してまいります。

ライフスタイル事業では、引き続き「家族アルバムみてね」の国内外における経済圏の拡大や、「minimo」の成長を目指してまいります。

4. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルエンターテインメント事業	スマートデバイス向けゲームを中心としたサービスの提供
スポーツ事業	プロスポーツチーム運営及び公営競技ビジネスの推進
ライフスタイル事業	インターネットを活用した人々の生活に密着したサービスの運営

5. 主要な営業所（2022年3月31日現在）

当社	本社	東京都渋谷区
----	----	--------

6. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,452名 (373名)	284名増 (18名増)

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む) は、当連結会計年度の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,122名 (93名)	148名増 (7名増)	35.6歳	4.3年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む) は、当事業年度の平均人員を () 外数で記載しております。

7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は3,306百万円 (前連結会計年度比19.6%減) であります。その主なものは、株式会社チャリ・ロトによる玉野競輪場の再編整備2,379百万円であります。

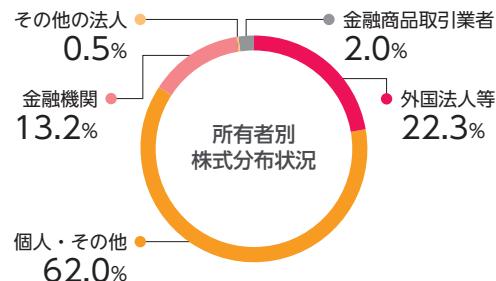
2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 264,000,000株

2. 発行済株式の総数 78,230,850株
(自己株式5,677,300株を含む)

3. 株主数 22,147名

4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
笠原 健治	33,001,900	45.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,174,400	9.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	4,027,000	5.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,870,600	2.58
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,609,800	2.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	1,426,702	1.97
木村 弘毅	1,200,000	1.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	524,400	0.72
JP MORGAN CHASE BANK 385781	505,997	0.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	474,280	0.65

(注) 持株比率は、自己株式 (5,677,300株) を控除して計算し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年5月7日の取締役会決議に基づき、2021年5月10日から2021年9月16日までの間に2,839,600株の自己株式を取得いたしました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 弘 毅	
取締役	多留 幸 祐	
取締役	大澤 弘 之	株式会社ハブ 社外取締役
取締役	奥田 匡 彦	ライブエクスペリエンス事業本部本部長 CS本部本部長
取締役	村瀬 龍 馬	開発本部本部長
取締役 ファウンダー	笠原 健 治	Vantageスタジオ本部長
取締役	嶋 聡	株式会社オークファン 社外取締役 株式会社アイモバイル 社外取締役
取締役	志村 直 子	西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社旅工房 社外監査役 日本信号株式会社 社外監査役
取締役	吉松 加 雄	株式会社ブリヂストン 執行役専務Global CFO
常勤監査役	加藤 孝 子	
常勤監査役	西村 裕 一 郎	
監査役	若松 弘 之	公認会計士若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 株式会社ジェネリス 代表取締役 株式会社レノバ 社外監査役
監査役	上田 望 美	紀尾井坂テーミス総合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役嶋聡氏、取締役志村直子氏及び取締役吉松加雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤孝子氏、常勤監査役西村裕一郎氏、監査役若松弘之氏及び監査役上田望美氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役加藤孝子氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役西村裕一郎氏は、長年にわたり人事及び総務の経験を重ねてきており、管理業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役若松弘之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役上田望美氏は、弁護士の資格を有しており、法律及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役嶋聡氏、取締役志村直子氏、取締役吉松加雄氏、常勤監査役加藤孝子氏、常勤監査役西村裕一郎氏、監査役若松弘之氏及び監査役上田望美氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	株式基本報酬	成果報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	206百万円 (25百万円)	87百万円	153百万円	447百万円 (25百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	41百万円 (41百万円)	—	—	41百万円 (41百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等限度額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会において、月別報酬とストックオプションを併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）となります。また、当該報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬等限度額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役の員数は1名となります。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役210百万円）を含んでおります。

4. 非金銭報酬（募集新株予約権）の概要

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

募集新株予約権の名称	第21回新株予約権
区分及び保有者数	取締役5名（社外取締役を除く。）
新株予約権の数	1,292個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 129,200株（注）
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日
割当時に付した条件	一定の事由が生じた場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする旨を、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めております。

- (注) 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとしております。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

5. 報酬の決定方針に関する事項

① 基本方針

取締役報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金報酬と当社株式報酬との割合を適切に設定することを基本方針としています。

② 報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本方針に基づき、月例の『現金報酬』と、定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』の2種の形態にて支給しています。具体的には、報酬を「基本報酬」、「株式基本報酬」、「成果報酬」の3点で構成し、それぞれの支給形態は、「基本報酬」は『現金報酬』、「株式基本報酬」は『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』、「成果報酬」は月例の『現金報酬』及び定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（株式報酬型ストックオプション）』から当人が選択した形態としています。「基本報酬」と「株式基本報酬」の割合は、「株式基本報酬」に重きを置いたうえで、当社の過去の実績及び外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データを参考に役位等に基づき案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

社外取締役の報酬構成については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から、業績に連動しない月例の『現金報酬』に一本化しています。

なお、取締役に対する退職慰労金制度は存在しません。

《取締役の報酬の構成（成果報酬に係る評価が標準の場合）》



③ 報酬の決定方法

取締役の報酬の決定方法はそれぞれ以下のとおりです。

・取締役（社外取締役を除く）の報酬

「基本報酬」及び「株式基本報酬」は、代表権の有無及び取締役の役位等に応じて報酬額を決定しています。「株式基本報酬」については、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや当社の株主との価値共有を進めることを目的として、取締役の在任期間が一定以上あること、また行使時期を退職時とすることを行使条件とした株式報酬型ストックオプションを交付しています。「成果報酬」については、役位及び担当の別に応じてあらかじめ評価割合を定め、全社及び各人の担当部門の前期業績、またその業績に対する各人の貢献度から総合評価を行い、基本報酬に準じて決定される成果報酬のベース金額に総合評価に応じた評価係数を乗じて報酬額を決定しています。なお、業績評価は全社、担当部門の売上高、営業利益を対予算達成率、対前年度増減率で評価するものとします。

【成果報酬の決定方法】

	業績評価		貢献評価	
	全社	担当部門	全社	担当部門
評価指標	連結売上高 連結営業利益	担当部門売上高 担当部門営業利益	-	-
代表取締役社長 評価割合	50%	-	50%	-
事業担当取締役 評価割合	60%		40%	
管理担当取締役 評価割合	40%	-	60%	

- (注) 1. 業績評価については、業績の向上及び企業価値向上のための指標として重要であると認識していることから、連結売上高、連結営業利益、担当部門売上高、担当部門営業利益を指標としています。
2. 成果報酬の各指標の概況として、全社の業績評価指標である連結売上高・連結営業利益については、連結営業利益の対予算達成率が標準を上回る評価となった他は標準評価となりました（当事業年度における連結売上高は118,099百万円、連結営業利益は16,069百万円です）。また、担当部門の業績評価指標である担当部門売上高・担当部門営業利益はいずれも、標準評価であった一部の部門を除き対予算達成率が標準を下回る評価となりました。

・社外取締役の報酬

外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データ等を参考に、役員等に応じて現金報酬額を決定しています。

④ 決定プロセス

社外取締役を除く取締役の報酬体系や報酬の決定方法については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会（全ての社外取締役及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名を委員として構成）の審議を経て、取締役会にて決定しています。

取締役の個人別報酬の決定については、取締役会にて決議しています。なお、社外取締役を除く取締役については、取締役会決議の前に指名・報酬委員会の審議を経るものとしています。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

7. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
取 締 役	嶋 聡	株式会社オークファン 社外取締役 株式会社アイモバイル 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役
取 締 役	志 村 直 子	西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社施工房 社外監査役 日本信号株式会社 社外監査役
取 締 役	吉 松 加 雄	株式会社CFOサポート 取締役 株式会社ブリヂストン 執行役専務Global CFO
監 査 役	若 松 弘 之	公認会計士若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 キャストリア株式会社 社外監査役 株式会社レノバ 社外監査役 株式会社ジェネリス 代表取締役
監 査 役	上 田 望 美	紀尾井坂テーマス綜合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役（監査等委員）

(注) 当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活動状況
取締役	嶋 聡	100% 20回/20回中	—	企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役	志村 直子	100% 20回/20回中	—	弁護士として専門的な知識・経験を有しており、当該視点から当社取締役会の意思決定機能や監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役	吉松 加雄	95% 19回/20回中	—	企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
常勤監査役	加藤 孝子	100% 20回/20回中	100% 20回/20回中	常勤監査役として、ガバナンス向上、内部統制強化に向けた活動を日常行うとともに、取締役会・監査役会において適宜必要な発言を行っております。また会計監査人、内部監査室とよく連携し、経営の健全性や適正性確保に寄与しております。
常勤監査役	西村 裕一郎	100% 20回/20回中	100% 20回/20回中	常勤監査役として、ガバナンス向上、内部統制強化に向けた活動を日常行うとともに、取締役会・監査役会において適宜必要な発言を行っております。また会計監査人、内部監査室とよく連携し、経営の健全性や適正性確保に寄与しております。
監査役	若松 弘之	100% 20回/20回中	100% 20回/20回中	公認会計士としての豊富な専門知識と他社での社外役員経験から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。
監査役	上田 望美	100% 20回/20回中	100% 20回/20回中	弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、将来の成長に必要な事業開発、研究開発、M&Aなどの投資を実施することにより、企業価値の持続的な向上を目指しながら、連結配当性向20%又は株主資本配当率（DOE）5%を目安に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり55円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき55円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり110円となります。

次期（2023年3月期）の配当につきましては、上記方針に基づき、年間配当金として1株当たり110円（うち中間配当金55円）を予定しております。

今後も企業価値の継続的な向上を目指しつつ、各年度の経営成績を勘案しながら、配当政策の見直しを行い、株主の皆様への利益還元を実施してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	141,470	流動負債	20,847
現金及び預金	118,633	短期借入金	645
受取手形及び売掛金	11,580	未払金	11,660
商品	732	未払法人税等	2,503
未収消費税等	456	賞与引当金	1,469
その他	10,106	その他	4,569
貸倒引当金	△39	固定負債	11,152
固定資産	76,585	長期借入金	7,477
有形固定資産	15,012	繰延税金負債	3,002
建物	9,939	その他	672
工具、器具及び備品	2,328		
その他	1	負債合計	32,000
土地	2,699	純資産の部	
建設仮勘定	44	株主資本	182,385
無形固定資産	21,924	資本金	9,698
のれん	10,737	資本剰余金	9,656
顧客関連資産	6,316	利益剰余金	181,278
商標権	2,737	自己株式	△18,248
その他	2,133	その他の包括利益累計額	749
投資その他の資産	39,648	その他有価証券評価差額金	471
投資有価証券	27,859	為替換算調整勘定	277
繰延税金資産	5,620	新株予約権	1,506
その他	6,186	非支配株主持分	1,415
貸倒引当金	△17	純資産合計	186,056
資産合計	218,056	負債純資産合計	218,056

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,099
売上原価		29,519
売上総利益		88,580
販売費及び一般管理費		72,510
営業利益		16,069
営業外収益		
受取利息	1	
投資事業組合運用益	1,155	
為替差益	80	
協賛金収入	43	
債務勘定整理益	5	
受取配当金	10	
その他	108	
営業外費用		
支払利息	61	
持分法による投資損益	341	
支払手数料	28	
その他	16	
経常利益		17,026
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2,081	
投資有価証券清算益	51	
負ののれん発生益	145	
特別損失		
解約違約金	190	
段階取得に係る差損	132	
固定資産除売却損	67	
減損損失	753	
投資有価証券売却損	26	
投資有価証券評価損	2,098	
税金等調整前当期純利益		16,035
法人税、住民税及び事業税	6,349	
法人税等調整額	△497	
当期純利益		10,183
非支配株主に帰属する当期純損失		△79
親会社株主に帰属する当期純利益		10,262

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	124,213
現金及び預金	99,779
受取手形及び売掛金	8,371
商品	599
前渡金	238
前払費用	2,497
短期貸付金	6,840
未収消費税	288
その他	5,834
貸倒引当金	△236
固定資産	76,257
有形固定資産	6,316
建物	4,258
工具、器具及び備品	2,038
建設仮勘定	18
その他	1
無形固定資産	866
ソフトウェア	325
その他	540
投資その他の資産	69,074
投資有価証券	8,768
関係会社株式	39,137
関係会社社債	1,333
出資金	11
関係会社出資金	8,184
長期貸付金	4,104
破産更生債権等	1
長期前払費用	1,814
敷金及び保証金	3,297
繰延税金資産	5,579
その他	75
貸倒引当金	△3,234
資産合計	200,470

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,626
未払金	8,713
未払費用	11
契約負債	1,168
未払法人税等	1,946
預り金	3,385
賞与引当金	1,338
ポイント引当金	62
その他	0
固定負債	613
長期未払金	588
その他	25
負債合計	17,240
純資産の部	
株主資本	181,524
資本金	9,698
資本剰余金	9,668
資本準備金	9,668
利益剰余金	180,405
その他利益剰余金	180,405
オープンイノベーション 促進積立金	2,011
繰越利益剰余金	178,393
自己株式	△18,248
評価・換算差額等	200
その他有価証券評価差額金	200
新株予約権	1,506
純資産合計	183,230
負債純資産合計	200,470

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		100,949
売上原価		20,058
売上総利益		80,891
販売費及び一般管理費		64,182
営業利益		16,708
営業外収益		
受取利息	38	
為替差益	79	
投資事業組合運用益	798	
協賛金収入	43	
債務勘定整理益	5	
その他	96	1,062
営業外費用		
支払手数料	22	
その他	6	28
経常利益		17,742
特別利益		
投資有価証券売却益	442	
その他	0	443
特別損失		
固定資産除売却損	64	
投資有価証券評価損	1,357	
関係会社株式評価損	872	
解約違約金	190	
貸倒引当金繰入額	2,456	4,942
税引前当期純利益		13,243
法人税、住民税及び事業税	5,068	
法人税等調整額	△124	4,943
当期純利益		8,299

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 ミ ク シ イ
取締役 会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクシイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクシイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 ミクシィ
取締役会 御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義央
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクシィの2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の社員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 監査役会及び取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な委託先等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株 式 会 社 ミ ク シ ャ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	加藤孝子	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	西村裕一郎	Ⓔ
社外監査役	若松弘之	Ⓔ
社外監査役	上田望美	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

ヒカリエホールA
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 **渋谷ヒカリエ9階**

交通

JR線、京王井の頭線 **「渋谷駅」2階連絡通路** と直結
東京メトロ銀座線 **「渋谷駅」1階** と直結
東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線 **「渋谷駅」B5出口** と直結

※会場周辺の道路および駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株式会社ミクシィ

<https://mixi.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。